

## 子どもの安全確保について

総合教育会議資料  
学校教育課

## 1. 学校安全について

学校安全の領域としては、学校・家庭などの日常生活で起こる事件・事故、誘拐や傷害などの犯罪被害防止の「生活安全」と、様々な交通場面における危険と安全、事故防止などの「交通安全」と、地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の自然災害および火災も含まれる「災害安全」に分けられる。また、学校安全の活動は以下の三つの活動から行われている。

- (1) 安全教育は、安全について必要な事項を理解し、危険を避けて常に安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献できることを目指して行う。  
(避難訓練や安全マップ作成、交通安全指導など)
- (2) 安全管理は、学校環境の安全について対人管理や対物管理から構成され、必要な条件整備をはかることである。  
(救急救命法、カンセリング、アレルギー対応、心のケア、施設の管理、通学路対策など)
- (3) 組織活動は、安全教育と安全管理を組織的に取り組むための体制づくりのことであり、教職員の研修や家庭および地域社会との連携などを組織活動に進めることである。  
(防災マニュアル、避難所運営マニュアル、スクールガード活動など)

## 2. 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）（抄）

学校保健安全法第26～30条に学校安全に関する規定が設けられており、これらの規定の趣旨を十分に踏まえて、学校における安全管理・組織活動について取り組むことが必要である。

(学校安全に関する学校の設置者の義務)

第26条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下「事故等」）により児童生徒等に生じる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（以下「危険等発生時」）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅延なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険発生時に  
おいて職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

(地域の関係機関等との連携)

第 30 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携  
を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その  
他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の  
住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

このような、法的根拠をもとに、本市の取組について次項に示した。

### 3. 本市の取組

#### (1) 学校における危機管理マニュアルの作成・見直し

- ① 人事異動等による分担や組織の変更
- ② 施設や設備や通学路、児童生徒数等の状況の変化に対応
- ③ 地域や関係機関との連携の充実
- ④ 防災避難訓練、研修会等の図上訓練（卓上訓練）で、問題点や課題の発見
- ⑤ 他校の事例や社会情勢の変化等から、自校に不足している項目はないかの確認  
(事件や事故の発生をうけ、自校のマニュアルと照らし合わせ確認する)

#### (2) スクールガードの活動の取りまとめ

- ① 平成 31 年度・・・スクールガード人数（1592 人）の把握
- ② スクールガードリーダーによる、3つの視点（交通安全・防犯・防災）をふまえた、巡回指  
導の実施を企画  
(実際に発生した事件や事故をうけ、防犯・防災の視点から巡回指導を実施する)
- ③ スクールガードリーダーとの情報交換や連携

#### (3) 学校安全総合支援事業の推進

- ① 地域と一体となった安全教育・・・各学区の地形や地質の特性によっては、地震に伴って大規  
模な斜面崩壊などが生じる場合や大雨等によって斜面沿いでは、崖崩れや土石流が発生する  
おそれもあることなどから、自治体が発行したハザードマップ等と照らし合わせ、危険箇所  
の予測を行っている。
- ② 中核教員の養成・・・防災教育推進リーダーとなる中堅教諭の育成（研修会等への積極的な参加）
- ③ 緊急地震速報システムの整備・・・設置済み：6 小学校 今年度設置予定：1 小学校

#### (4) こども 110 番の家（632 軒）との連携

#### (5) 通学路対策（安全点検・安全確保）・・・平成 30 年度は 3 回実施（防災の視点でのブロック塀 等の点検および新潟県女児殺害事件をうけて防犯の視点での緊急点検を実施）

点検者・・・おうみ通学路交通アドバイザー、近江八幡警察署交通課および生活安全課、東近江  
土木事務所道路計画課、市土木課、人権市民生活課、少年センター、市立小学校、  
学校教育課

今年度は例年の交通安全の視点に、防犯、防災の視点を加えた合同点検を 6 月に実施予定

\*文科省通知 登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議（平成 30 年 6 月 22 日）資料  
「登下校防犯プランの概要」～登下校時における子供の安全の課題～の視点をふまえた点検  
を実施する。